## 〇 単一建物居住者の人数の考え方について

問6 同一の集合住宅に、複数の「同居する同一世帯に居宅療養管理指導費の利用者が2 人以上いる世帯」がある場合、算定はどうすればよいか。また、同一の集合住宅に、「同 居する同一世帯に居宅療養管理指導費の利用者が2人以上いる世帯」とそれ以外の利用 者がいる場合、算定はどうすればよいか。

## (答)

いずれの場合についても、居宅療養管理指導を実施する予定の合計数に応じた区分により算定する。

例えば、同一の集合住宅に、居宅療養管理指導費を利用する「同居する夫婦の世帯」が2世帯ある場合の区分については、「単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合」の区分により算定する。

また、同一の集合住宅に、居宅療養管理指導費を利用する「同居する夫婦の世帯」が 1世帯と居宅療養管理指導費を利用する者が「1人の世帯」が8世帯ある場合の区分に ついては、「単一建物居住者10人以上に対して行う場合」の区分により算定する。

## 【通所介護】

- O ADL維持等加算について
- 問7 平成31年度から ADL 維持等加算を算定する場合、申出はいつまでに行う必要があるか。

(答)

申し出た年においては、申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、平成30年7月までに申出を行う必要がある。

## 【通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション】

- リハビリテーションマネジメント加算について
- 問8 新規利用者について、通所リハビリテーションの利用開始日前に利用者の居宅を訪問した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(I)の算定要件を満たすのか。

また、新規利用者について、介護予防通所リハビリテーションの利用開始日前に利用者の居宅を訪問した場合は、リハビリテーションマネジメント加算の算定要件を満たすのか。

(答)

いずれの場合においても、利用初日の 1 月前から利用前日に利用者の居宅を訪問した